

# 東京外国語大学学部・研究科 FD委員会規程

(平成16年 4月 1日  
規則 第 91 号)

平成18年11月29日規則第70号 平成21年 3月31日規則第92号  
平成25年 6月25日規則第38号 平成31年 2月25日規則第80号

(設置)

第1条 東京外国語大学の授業改善に資するため、学部・研究科FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副研究科長のうち、研究科長が指名する者1名
- (2) 研究科教授会構成員のうち、研究科長が指名する者2名
- (3) 言語文化学部教授会構成員のうち、言語文化学部長が指名する者2名
- (4) 国際社会学部教授会構成員のうち、国際社会学部長が指名する者2名
- (5) 国際日本学部教授会構成員のうち、国際日本学部長が指名する者1名
- (6) 委員会が必要と認める者 若干名

(任期)

第3条 前条第2号から第5号の委員の任期は、2年とし、毎年各半数が交替することとする。なお、委員の再任は妨げない。

2 前条第6号の委員の任期は、委員会が必要と認める期間とする。

3 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、授業の改善に関して、企画、立案、実施、調整等を行う。

(会議)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員長は、第2条第2号から第5号に掲げる委員のうちから互選する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(報告)

第6条 委員会は、必要に応じ、所掌事項に関する検討結果を学部教授会及び研究科教授会に報告する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、学務部教務課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年11月29日から施行し、平成18年11月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際、改正後の規程第2条第2号の委員は、改正前の規程第2条第3号から選出された者とみなし、委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月25日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学言語文化学部・国際社会学部・大学院総合国際学研究科FD委員会規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。